

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成 17 年 6 月 28 日教育委員会規則第 25 号)

改正 平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 15 号

高知県立武道館の管理に関する規則(昭和 54 年高知県教育委員会規則第 20 号)の全部を改正する。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年高知県条例第 13 号。以下「条例」という。)第 23 条の規定に基づき、高知県立武道館(以下「武道館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第 2 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、別記第 1 号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前 2 項の規定による申請は、当該利用を開始する日の 10 日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者(武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項並びに次条第 1 項、第 4 条から第 6 条まで、第 9 条、第 13 条及び第 14 条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。この場合において、個人が練習のため武道館の本館の試合場若しくは練習場又は分館(弓道場)(第 5 項において「武道場」という。)に係る利用の許可を受けようとするときは、あらかじめ、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

4 教育委員会に提出する前項ただし書の利用許可申請書は、別記第 2 号様式によるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、個人が練習のため武道場を 1 日単位で利用しようとするときは、あらかじめ口頭により申請をすることができる。

(利用許可書等の交付等)

第 3 条 指定管理者は、前条第 1 項、第 2 項、第 3 項ただし書又は第 5 項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは利用許可書又は武道場利用券を当

該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 教育委員会が交付する前項の利用許可書については別記第3号様式に、武道場利用券については別記第4号様式又は別記第5号様式によるものとする。

(利用の変更等の届出)

第4条 第2条第1項、第2項、第3項ただし書又は第5項の規定による申請を行った者が、当該申請を取り消し、又は当該申請の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 前条第1項の規定により利用許可書又は武道場利用券の交付を受けた者が、当該利用の許可の内容を変更して当該許可施設等を利用しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(設備の制限)

第5条 武道館を利用する者は、武道館の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(利用料金等の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条に規定する利用料金又は条例第12条に規定する使用料を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に納付することができる。

(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第6号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項又は第4項の利用許可申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第7号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第8条 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第11条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、別記第8号様式による使用料還付請求書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第9号様式による使用料還付決定通知書により、還付をしないときはその旨を、それぞれ当該請求をした者に通知するものとする。

(整理人の配置)

第9条 利用者のうち武道館を団体で利用する者は、武道館の内外の秩序を保つため、整理に必要な者を置き、かつ、その人員及び配置について当該利用の前に指定管理者に届け出なければならない。

(管理上の立入り)

第10条 利用者は、武道館の関係職員が許可施設等の管理その他職務上の必要により当該利用に係る許可施設等に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第6条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、直ちに武道館の備品等を所定の位置に戻し、武道館の関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 武道館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。
- (4) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 許可を受けないで武道館の備品等を武道館の外に持ち出さないこと。
- (6) 建物その他の工作物を汚損し、又は損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理上必要な指示に従うこと。

(入場の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、武道館への入場を拒み、又は武道館からの退去を命ずることができる。

- (1) 他の武道館を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

(汚損等の届出)

第14条 武道館を利用する者は、武道館の施設、設備、備品等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第15条 条例第16条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第10号様式によるものとする。

2 条例第16条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第15条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類

- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類
(指定管理者に係る変更届出事項)

第 16 条 条例第 17 条第 2 項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 条例附則第 2 項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第 15 条の規定の例による。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立武道館の管理に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 15 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

利用許可申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 2 条関係)

利用許可申請書

[別紙参照]

第3号様式(第3条関係)

利用許可書

[別紙参照]

第4号様式(第3条関係)

(その1)武道場利用券

[別紙参照]

(その2)武道場利用券

[別紙参照]

第5号様式(第3条関係)

武道場利用券

[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第7号様式(第7条関係)

使用料減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

第8号様式(第8条関係)

使用料還付請求書

[別紙参照]

第9号様式(第8条関係)

使用料還付決定通知書

[別紙参照]

第10号様式(第15条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]